

余市町食育推進計画

(余市町地産地消促進計画)

～ 地域を生かした食育の推進 ～

令和2年3月

余 市 町

はじめに

私たちにとって、「食」は、生命と健康を維持する基本であり、日々の食事は、家族や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康、生きる喜びをつくり上げてくれるものです。

余市町は、古くから1次産業であるニシン漁により発展し、町の基礎を築いてきましたが、現在は、えび・かれい漁が盛んであり、また、北限の鮎の生息地としても知られております。

*1 農林水産省統計による

一方、同じ1次産業である果樹栽培も明治初期から行われ、現在ではりんご・なし・ぶどうの栽培面積全道一*1を誇る「フルーツ王国」であり、これらの豊富な山海の幸を利用した食品加工業（2次産業）も歴史があります。身欠きニシンや燻製などの水産加工品、そして連続テレビ小説の影響で全国的に有名となったニッカウヰスキー創業の地であり、ウイスキー醸造（2次産業）のほか平成23年11月には、道内で初めてワイン特区の認定を受け、最低製造量基準が緩和されたことにより、新規就農者を中心とした小規模ワイナリーが相次いでオープンするなど、ワイン醸造家も増えており、1次産業を基盤として2次・3次産業との連携による6次産業化を積極的に推進している町でもあります。

全国の皆さまに安全でおいしい「食」を提供する重要な役割を担うとともに、町内では、各種の食を通じた健康づくりの取組をはじめ、地元食材を使用した料理レシピなど関係者が連携し、主体的に食育に取り組む動きが進んできています。

このため、本町では、このような食育の取組を支援するとともに、食育の効果的な推進を図るため、この度「余市町食育推進計画（兼：余市町地産地消推進計画）」を策定し、地域住民と一体となった食育の取組を進めることといたしました。

食育の取組は、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において、すべての町民の皆さんに参加、実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、余市町の皆さんと一緒に「食育推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月



余市町長 齊藤 啓輔

目 次

1	本計画の趣旨・目的	p 1
2	食育の定義	p 2
3	本計画の位置付け	p 2
4	計画の期間	p 2
5	余市町の食をめぐる現状と課題	p 3
	(1) 食をめぐる社会情勢の変化	p 3
	(2) 食生活の変化と健康への影響	p 3
	(3) 余市町における食料生産の現状	p 3
	(4) 食文化の伝承と地産地消	p 3
	(5) 環境問題	p 4
	(6) 食育に対する理解と取組	p 4
6	食育に関する3つの基本目標	p 4
7	関係者の役割・連携	p 6
8	数値目標	p 9

1 本計画の趣旨・目的

私たち人間が生きていくためには「食」は欠かすことのできないものです。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度のダイエット、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況があります。

さらに世界的な食料需給のひっ迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食品と生産現場のつながりの確保や、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスといった食に関する課題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成28年3月には「実践の環を広げよう」をコンセプトとした「第3次食育推進基本計画」を作成しました。また、北海道では、平成31年3月に「『食』の力で育む心と身体と地域の元気」をめざす姿として「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第4次】）を作成し、道内の食育を総合的に推進しています。

余市町でも、他の地域と同様に社会情勢や食生活の変化に伴うさまざまな課題が見られますが、町内には山の幸・海の幸の新鮮な食材が数多くあり、また、そうした食材を活用した郷土料理や、特色ある食文化が育まれるとともに、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、食育を行うのに恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、余市町においても国や道と連携しながら、町民の方々の理解の下、役割分担を行い、効果的な食育の取組を推進するため、「余市町食育推進計画」を策定します。

（なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。）

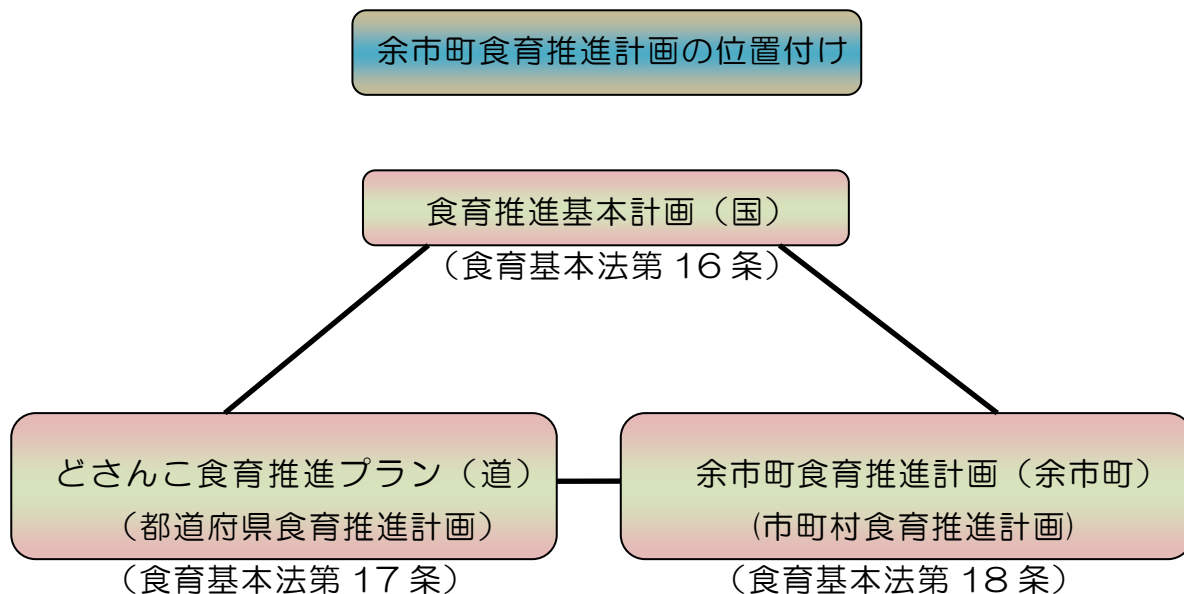


2 食育の定義

食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるもの。（食育基本法前文より抜粋）

3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。



4 計画の期間

この計画の期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

（※参考）

- ・第3次食育推進基本計画（国）の計画期間（H28-R2）
- ・どさんこ食育推進プラン（北海道食育推進計画【第4次】）の計画期間は H31-R5

5 余市町の食をめぐる現状と課題

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

余市町においても、例外なく、少子高齢化が進んでおり、世帯構造の変化や、ライフスタイルの多様化が見られます。このような社会情勢の変化の中で、食に関する簡便化や外部化、家族との共食の減少などの状況が進展しています。

(2) 食生活の変化と健康への影響

近年の食生活は、脂質等の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りなどが課題となっています。これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。この傾向は、余市町においてもみられ、適切な対応が必要とされています。

(3) 余市町における食料生産の現状

余市町は、果樹、野菜の生産をはじめ、漁業、水産加工業など食に関連する産業が地域の基幹産業となっています。食料を生産する余市町の特色を生かした食育を推進していくことが重要となっています。

また、農業・農村は次のような機能も有しており、これら資源を有効に活用した「食育」に取り組むことも大切です。

◆農業・農村の多面的機能（農林水産省ホームページから）	
○ 一時的に雨水をためて洪水を防ぐ機能	○ 土砂崩れを防ぐ機能
○ 土の流出を防ぐ機能	○ 川の流れを安定させる機能
○ 地下水を作る機能	○ 暑さをやわらげる機能
○ 生きもののすみかになる機能	○ 農村の景観を保全する機能
○ 伝統の文化を伝承する機能	○ 癒しや安らぎをもたらす機能
○ 農作業の体験学習の機能	

(4) 食文化の伝承と地産地消

本町は古くから1次産業を基盤として発展してきました。近年は、食生活の多様化や簡便化が進む中で、地元でとれた魚介を使用したヤン衆鍋（浜鍋）や三平汁など、先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われつつあります。

毎年9月下旬に開催される「味覚の祭典」よいち大好きフェスティバルでは、ヤン衆鍋を来場者に提供し、本町の郷土料理を町内外にPRしておりますが、「和食」の持つ健康機能への関心を高め、こうした食文化を伝承するほか、地元の農水産物を活用し、地産地消をより発展させていくことが必要となっています。



(5) 環境問題

世界的な食料需給のひっ迫、食料不足が問題となる中で、我が国においては、食べ残しなどに伴う大量な食品の廃棄が行われており、本町においても、食品製造業、小売業、宿泊施設、飲食業等に働きかけ、食品廃棄や食べ残しなどの削減による環境負荷の低減などを図る必要があります。また、食品の生産工程や生態系への影響など、食の安心・安全についても関心を向ける必要があります。

(6) 食育に対する理解と取組

余市町においては、食育に関係する機関・団体などが役割を分担しながら、食育の推進に取り組んでおり、食育の周知度・関心度を高めています。肥満率や児童生徒の欠食率の改善や、地場産物の活用などの課題があり、引き続き、食育の大切さを周知し、取組の実践、拡大を図っていく必要があります。



6 食育に関する3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、余市町では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標Ⅰ	町民の健康づくりにつながる食育の推進
-------	--------------------

脂質や食塩の過剰摂取、野菜や果物の摂取不足による栄養の偏り、朝食の欠食等は、肥満や生活習慣病の起因となります。そのため、栄養バランスや食品の安全性に関わる正しい知識、食べものと心や身体の関係を知るとともに、身体によい食品の適切な選択の実践をすすめることより、妊娠期から高齢期まで、健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった食育の推進
-------	------------------

余市町は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材が数多くあり、消費者と生産者が身近に感じられる地域に密着した町です。各種体験活動により、本町の基幹産業である農業・漁業・水産加工業など、食に関連する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子どもを育む食育の推進
-------	------------------

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとして重要です。食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、町としても保育所、幼稚園、学校教育での活動を中心に、各家庭、地域と連携して、食に関する指導などを進めていきます。

余市町における食育の取組

健康づくりにつながる 食育の推進

- 乳幼児健診
- すくすく教室（離乳食教室）
- 特定健診結果に基づく支援
- 訪問・電話・来所による相談
- 町広報による啓発記事の掲載
- 健康学習会、栄養相談
- よいち食改広場の開催
- よいち健康フェアでの啓発活動
- 男性の料理教室
- 地区健康教室

【今後の検討する取組】
○幼児期の食事やおやつ作り等の調理を通じた教室の開催

地産地消と一体となっ た食育の推進

- よいち食改広場の開催
- カーランツの加工作業体験
- 味覚の祭典
- よいち旬鮮祭
- 名産品愛護月間
- まいど市
- 地元発信マーケット「ミナクル」
- ぶどうのおしごと

【今後の検討する取組】
○生産者と連携した食育イベントの実施
○地元産食材の学校給食への利用

未来を担う子どもたち への食育の推進

- 乳幼児健診
- すくすく教室（離乳食教室）
- おやこの食育教室
- はしの持ち方・配膳の正しい指導
- クッキング保育の実施
- 親子でじゃがいも収穫体験
- もちつき体験
- じゃがいもの食育
- 田植え・稲刈り体験
- 野菜・果実の収穫体験
- バケツ稲づくり
- 食に関する指導授業
- よいちニコニコ食堂

【今後の検討する取組】
○生産者と連携した食育教室の実施
○地元産食材の学校給食への利用

【関係団体・行政機関】

- 余市町食生活改善推進委員会
- フルーツシャトーよいち
- 教育委員会学校教育課
- 子育て・健康推進課
- 農林水産課

- 余市町食生活改善推進委員会
- 余市町農業協同組合
- 余市郡漁業協同組合
- 町内各学校
- 北星学園余市高等学校
- ミナクル実行委員会
- 教育委員会学校教育係
- 子育て・健康推進課栄養指導係
- 農林水産課
- 商工観光課

- 余市町食生活改善推進委員会
- 町内各学校
- 杉の子幼稚園
- ほつりゆっじ保育園
- 夢の森幼稚園
- ワーカーズコープ後志
- 教育委員会学校教育課
- 子育て・健康推進課
- 農林水産課
- 農村活性化センター

7 関係者の役割・連携

余市町においては、3つの基本目標を掲げ、町民や生産者、農業・漁業関係団体、町内事業者、学校、幼稚園、保育所等がそれぞれの視点で地域にあった食育の取組を行っていきます。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取組が進むように次の基本目標に即して、食育を推進していきます。

1	家庭における食育の推進
---	-------------

子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を推奨するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。

また、各種健診や学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

2	保育所、学校等における食育の推進
---	------------------

保育所、学校等などにおいて、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者等と連携して農業体験や調理に関する体験、昼食時間での食事マナー学習などを積極的に推進します。

3	地域における食育の推進
---	-------------

地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用し、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・外食産業・職場・自治会等を通じて住民への普及啓発を図ります。

4	生産者、関係団体等における食育推進
---	-------------------

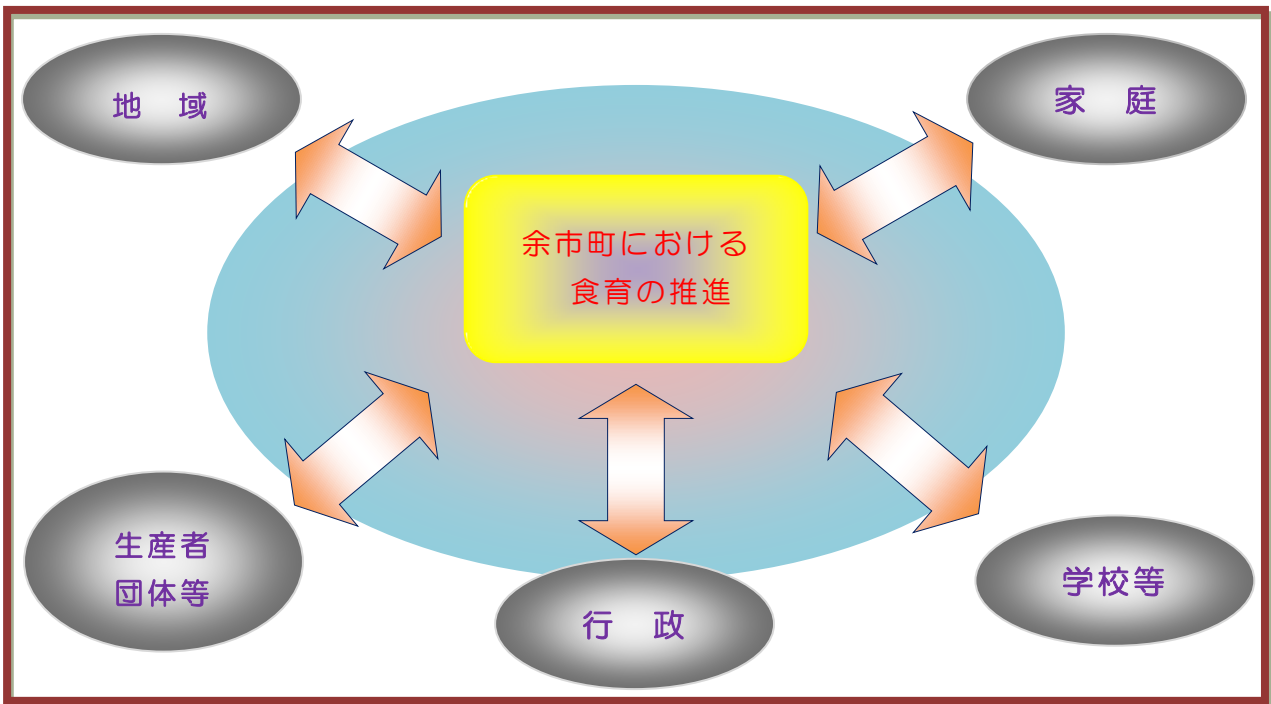
品質の高い食品を安定的に供給することとあわせて、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産物や生産、流通に関わる人々の営みの理解を深め、その大切さを伝える取組などを進めます。

5	行政における食育の推進
---	-------------

食を通じて生活習慣病等の予防を図るため、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、町が行っている健康診断に併せて、各個人の健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。

また、地域住民や農業・漁業者の自主的な取組を支援し、また協働するとともに、食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育の取組に関わっていきます。

さらに、食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、NPOなどボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



※関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等とが横断的な連携を図りながら計画の推進に積極的に努めます。

余市町の食育の取組（ライフステージ別）

対象		乳幼児期	学校教育期	青年期	中年期	高齢期
機関	教育委員会・学校 保育所・幼稚園		○「給食だより」による情報発信（町内各学校） ○食に関する指導授業 ○クッキング保育・教室、もちつき体験（保育所・幼稚園） ○田植・稲刈体験、バケツ稲づくり、野菜・果物収穫体験（保育所・幼稚園） ○ぶどうのおしごと（北星余市高校）			
	食生活改善推進委員会		○おやこの食育教室 ○地区健康教室 ○よいち食改広場の開催 ○よいち健康フェアでの啓発活動 ○男性の料理教室			
地域	ワーカーズコープ		○よいちニコニコ食堂			
	ミナクル実行委員会		○地元発信マーケット「ミナクル」			
生産者団体等	余市町農業協同組合		○地元特産物のPR、販売イベントの実施 ○まいど市の開催 ○よいち旬鮮祭			
	余市郡漁業協同組合		○地元特産物のPR、販売イベントの実施 ○よいち旬鮮祭			
行政	農林水産課		○余市町特産品イベントの実施 ○果物収穫体験 ○りんごジュース作り体験 ○親子でじゃがいも収穫体験 ○カーランツの加工作業体験			
	商工観光課		○味覚の祭典 ○地元特産品関連イベントの実施			
	子育て・健康推進課	○乳幼児健診 ○すくすく教室	○特定健診結果に基づく支援 ○健康学習会・栄養相談 ○訪問・電話・来所による相談 ○町広報等による啓発記事の掲載			
今後検討する取組		・生産者と連携した食育イベントの実施 ・産者と連携した食育教室の実施 ・幼児期の食事やおやつ作り等の調理を通じた教室の開催				

8 食育推進に当たっての数値目標

指 標	現状値	目標値
朝食を毎日食べている人の割合	(小6)84.2% (中3)79.1%	(小6)維持 (中3)維持
地元食材を活用した給食の提供	—	食材が旬の時期に実施
すくすく教室 第1子受講率	52.5%	60%
朝食の欠食率（乳幼児健診対象者）		
1. 6歳児	0%	0%
1. 6歳児の養育者	18.9%	10%
朝食を抜くことが週3回以上ある人の割合 （特定健診対象者）		
男性	7.9%	6%
女性	4.7%	4%
甘味飲料を1日500cc以上摂取している幼児の割合		
1. 6歳児	2.2%	0%
3歳児	1.1%	0%
夕食後間食をほぼ毎日飲食している幼児の割合		
1. 6歳児	8.9%	8.0%
3歳児	14.0%	8.0%
夕食後に間食を取ることが週に3回以上ある人の割合 （特定健診対象者）		
男性	14.3%	10.0%
女性	18.1%	13.0%



余市町食育推進計画

(余市町地産地消推進計画)

令和2年3月

余市町 農林水産課 子育て・健康推進課

〒046-8546 余市町朝日町26番地

TEL : 0135-21-2123

0135-21-2122

FAX : 0135-21-2144

余市町教育委員会

〒046-8546 余市町朝日町26番地

TEL : 0135-21-2138

FAX : 0135-21-2144